

## Ⅶ. 建設地と配置計画の検討

---

### 1. 建設地の検討

斎場は、生活関連施設として必要不可欠な都市施設であるが、マイナスのイメージを持つ人もみられ一般的には住居地近くに新たに建設することは困難な施設である。

そのため、住民の理解が得られやすい場所での建設が多い。

候補地としては、①太田市斎場、②大泉町外二町斎場及びその隣接地、③新たな用地が想定できるが、③については以下の理由により候補から外すものとする。

- ・新たな用地の選定及び地元の合意形成には、多くの時間と労力が必要であり、現在の施設の老朽化を考慮すると、早い時期での整備が必要とされる現状では、現実的でないため。
- ・広域での施設整備では、一般的に各自治体の中間地が候補地として挙がるが、一市三町の中間地付近には適切な用地が無いため。

今回、建設地の検討にあたり上記①太田市斎場、②大泉町外二町斎場及びその隣接地について、評価項目をもとにそれぞれ評価を行った。

評価項目については、5つの基本方針をもとに評価の視点を定め、25の評価項目を設定し、評価基準に合わせて、評価点を最高3点、最低1点とし、評価点の合計が高い方が適地であるとする。

なお、利用者の利便性については各自治体の庁舎からの距離及び所要時間をもとにした。ただし太田市は合併前の藪塚本町、新田町、尾島町の庁舎を含み、合計7ヵ所を設定した。

- ア) 太田市役所
- イ) 藪塚本町庁舎
- ウ) 新田庁舎
- エ) 尾島庁舎
- オ) 千代田町役場
- カ) 大泉町役場
- キ) 邑楽町役場

また、公共交通機関からの利便性の評価にあたり、遠方からの会葬者が主に利用すると想定する主要駅を太田市斎場は太田駅、大泉町外二町斎場は東小泉駅とした。

## 2. 候補地の評価

候補地に対する評価項目及び評価基準と評価を表 16 に示す。

表 16 候補地に対する評価項目及び評価基準と評価

基本方針		評価の視点	評価項目	評価基準	太田市 斎場	大泉町外 二町斎場
① 葬送の多様化に対応できる施設づくり	将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能な施設とする	敷地	都市計画法	都市計画決定を受けている…3 都市計画決定が可能である…2 都市計画決定が困難である…1	1	2
			敷地面積	稼働しながら建設可能な敷地面積が十分確保可能…3 稼働しながら建設可能な敷地面積が確保可能…2 稼働しながら建設可能な敷地面積の確保が困難…1	1	3
			配置計画	配置の自由度が高い…3 配置に調整が必要…2 配置に制限が多い…1	1	2
		建設工事への対応	建設工事	騒音・振動の影響が少なく火葬中も工事の中断が必要ない…3 火葬中の工事の中断が必要である…2 工事中は葬送行為の制限を受ける…1	2	3
			作業及び保管場所の確保	敷地内に工事車両の駐車場、資材置場の確保が可能である…3 敷地外に工事車両の駐車場、資材置場の確保が可能である…2 別途場所を確保する必要がある…1	2	3
			工事車両が周囲に与える影響	工事車両が周囲に与える影響がほとんどない…3 工事車両が周囲に与える影響が多少ある…2 工事車両が周囲に与える影響が大きい…1	1	3
② 人生の終わりを自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気ながらも、落ち着いた感じられる施設とする	自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気ながらも、落ち着いた感じられる施設とする	考慮すべき施設	大規模集客施設の有無	近隣に大規模な集客施設がない…3 近隣に大規模な集客施設がある…2 隣接して大規模な集客施設がある…1	2	3
			廃棄物関連施設に隣接の有無	近隣に廃棄物関連施設がない…3 近隣に廃棄物関連施設がある…2 廃棄物関連施設と隣接している…1	3	2
		落ち着いた環境	斎場にふさわしい周辺環境	自然環境に囲まれた場所である…3 公園・緑地が周囲に多い場所である…2 景観となる対象のものが少ない…1	1	2
			周囲に騒音の発生源となる施設の有無	騒音の発生源となる施設が周囲にない…3 騒音の発生源となる施設が近隣にある…2 騒音の発生源となる施設と隣接している…1	2	3
		眺望	開放的な敷地である	周囲に景観を遮る建物がない…3 景観を遮る建物が周囲にある…2 建物に囲まれた敷地である…1	1	2
		③ 人にやさしく安心して利用できる施設づくり	静寂性があり、交通の利便性を考慮した立地とし、ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、利用者に対応した施設とする	自然災害に対する危険度	地震（揺れやすさ）	震度6弱（壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する事がある）…3 震度6強（一部の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する）…2 震度7（多くの壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する）…1
太田断層による地震による想定される震度階級	浸水想定区域に該当しない…3 浸水想定区域に該当する（0.5m未満）…2 浸水指定区域に該当する（0.5m以上）…1				1	3
浸水想定区域の有無	一市三町庁舎（合併前の藪塚町、新田町、尾島町の庁舎）からの所要時間が概ね30分以内				3	2
利用者の利便性	市街地及び洪水区間の通過有無			市街地を通過せず利用が可能である…3 市街地を通過する可能性がある…2 密集した市街地を通過する…1	1	3
	公共交通機関からの利便性			主要駅から徒歩またはタクシーでの移動が容易…3 主要駅から徒歩またはタクシーでの移動が可能…2 主要駅からの移動は不便である…1	2	2
	環境緑地の確保			十分な環境緑地を確保することが容易である…3 環境緑地を確保することは可能である…2 環境緑地がほとんど確保できない…1	1	2
④ 周辺環境に配慮した施設づくり	周辺環境に配慮したやさしい施設とする	周辺道路への影響	幹線道路からのアクセス	幹線道路から直接進入が可能である…3 道路を整備すれば幹線道路から進入が可能である…2 幹線道路から直接の侵入は不可能である…1	3	3
			生活関連道路を通過する	生活関連道路を通過する必要は全くない…3 生活関連道路を通過するが、幅員が十分に歩道もある…2 生活関連道路を通過する必要があり幅員も狭い…1	2	3
		生活圏の近接度	周辺の民家から適正な距離（300m）を確保できる場所	適正な距離を確保できる…3 適正な距離を確保できない…2 住宅が近接している…1	1	3
		同意の得やすさ	周辺住民の同意	周辺住民の同意が得られやすいと思われる…3 周辺住民の同意に時間がかかると思われる…2 周辺住民の同意が難しいと思われる…1	1	3
⑤ 維持管理がしやすい効率的な施設づくり	コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減を目指す施設とする	インフラの整備状況	必要なインフラの整備状況	上下水道の設備と都市ガスの供給エリアである…3 上下水道の設備が整っている…2 下水道設備が整っていない（浄化槽の設置が必要）…1	3	1
			既存施設の活用	既存施設の有効的な活用が可能である…3 既存施設を活用した計画が可能である…2 既存施設の撤去が全て必要となる…1	1	2
		整備のしやすさ	稼働しながらの建設工事	新設後に解体など改修工程が単純である…3 改修工程に調整が必要である…2 改修工程がかなり複雑である…1	2	3
			工事期間	工事完了までの期間が短い…3 工事完了までの期間がやや長い…2 工事完了までの期間がかなり長くなる…1	2	3
総合評価			各項目の評価基準に合わせて、最高3点、最低1点とし、評価点の合計が高い方が敷地である	42	64	

どちらの場合でも、現斎場を稼働させながら同敷地内での建設工事となるため、工事車両の動線に注意し、会葬者の動線に対する安全性の確保や工事による騒音・振動など配慮する必要がある。

### **太田市斎場**

市街地に立地し利便性に優れるが、都市計画決定を受けておらず、周囲に住宅が多いことから、都市計画決定にむけてのハードルは高い。

また、広域斎場を整備するには手狭で、隣接した勤労会館の解体など建設用地確保が必要になるほか、既存施設を運営しながら建築工事をしなければならず、市街化された敷地の拡張が難しいこともあり、スムーズな建設は難しく、工期が長くなる。

### **大泉町外二町斎場及びその隣接地**

やや利便性に劣るものの、都市計画決定を受けており、隣接地への拡張が可能である。

都市計画決定の変更手続きが必要となるが、敷地に余裕があるため、工事が行いやすい。

評価基準に基づき比較を行った結果、太田市斎場 42 点に対して、大泉町外二町斎場は 64 点となることから、大泉町外二町斎場及びその隣接地を建設地とする。

## **3. 配置計画の検討**

今回、大泉町外二町斎場及びその隣接地に建設した場合に、既存施設を稼働しながら建設可能かを含め、建物の位置等について確認を行った。

規模は火葬炉 9 基、小動物炉 1 基を設置するものとして、待合室は火葬炉数と同数とし式場を設置する。建設の手法について、下記の 4 パターンを想定した。

- ① 隣接地での配置で葬儀式場を含め全て新設
- ② 隣接地での配置で既存式場を改修した上で使用
- ③ 既存敷地内（都市計画決定での範囲内）での配置で葬儀式場を含め全て新設
- ④ 既存敷地内（都市計画決定での範囲内）での配置で既存式場を改修した上で使用

斎場は生活関連施設として休止が出来ない施設である。周辺斎場への火葬依頼も難しい。同敷地内での建設は、工事に伴う騒音や振動など既存施設への影響が想定される。また工事車両の会葬者への安全性に対して細心の注意を払う必要がある。

検討した結果、隣接地での建設であれば、既設斎場の火葬への影響を最小限にすることができ、建設工事を行いやすく工期への影響も少なくすむことから、隣接地を拡張し建設する。

式場の新設をするか、もしくは既存式場を利用するかに関して、既存式場を活用する案では次頁の懸念事項が想定される。

- ・ 火葬棟と別棟になるため、移動距離が長くなり、特に高齢者等の会葬者が利用しづらいなど動線上の課題がある。
- ・ 現在の主流である小規模葬に対し、式場が大きすぎる。
- ・ 雨漏り等の不具合箇所の特定が難しいため、補修しても直ぐに不具合が想定される。
- ・ 空調及び衛生設備等の更新・交換時期を迎えている。
- ・ 大規模改修工事が必要となり、式場を利用できない期間が発生する。
- ・ 新斎場の配置計画に制約が生じ、火葬棟への回廊の建設など建設費が増額となる可能性がある。
- ・ 別棟での運営となれば、施設管理を含め水道光熱費や清掃等維持管理費が余計にかさみ効率的とはいえない。

既存式場を利用する場合、動線の課題の他、大規模改修が必要であるとともに、大規模改修を行っても機能向上が最小限となるため、費用上のメリットはみられないと思われる。

このことに加え、会葬者が利用しやすいこと、小規模葬が主流であることを考慮すると、①の隣接地を活用し、新規の小規模式場を含めて新斎場を建設する。

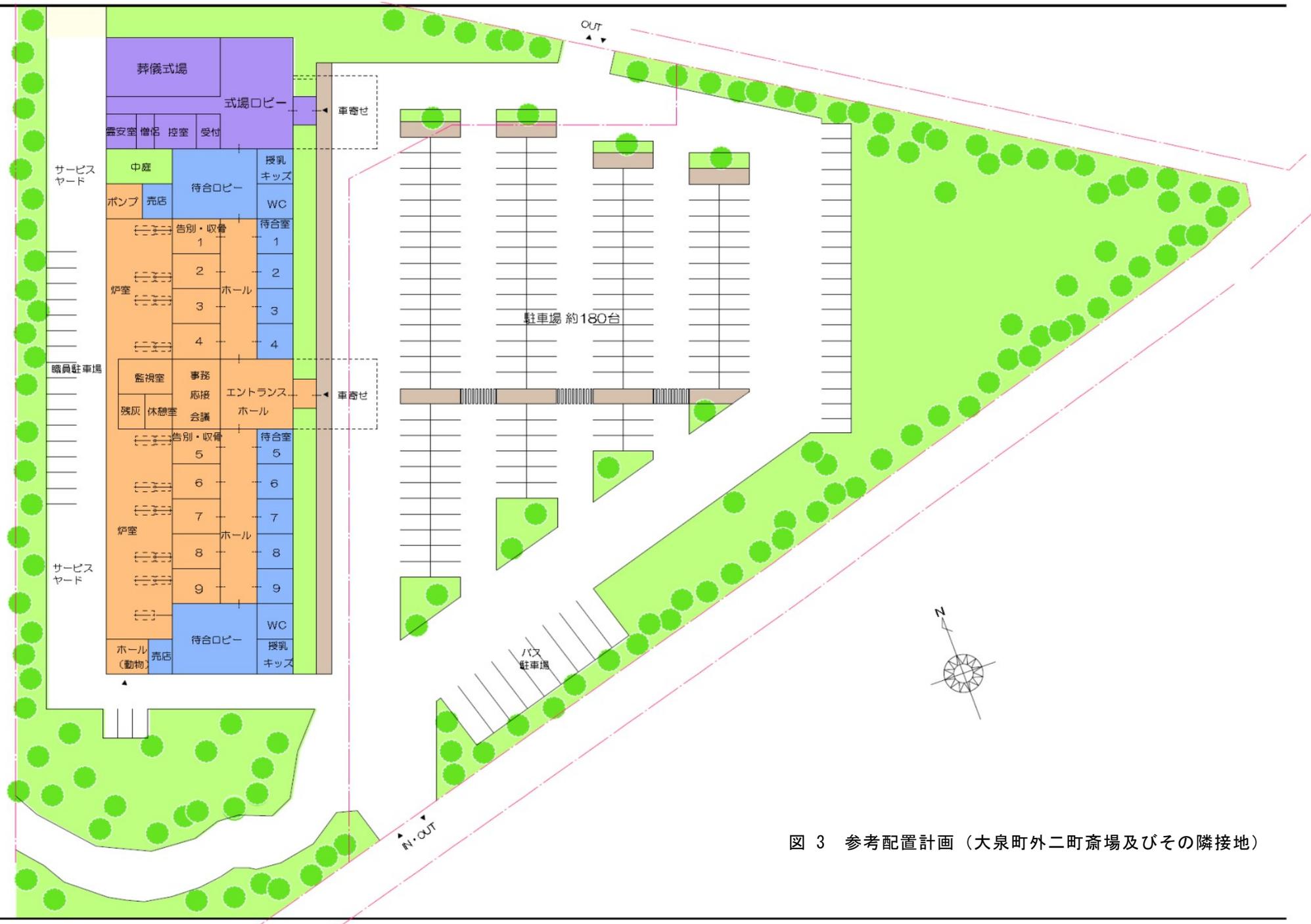


図 3 参考配置計画 (大泉町外二町斎場及びその隣接地)

隣接地で式場を含めた建设工程例を図4に示す。

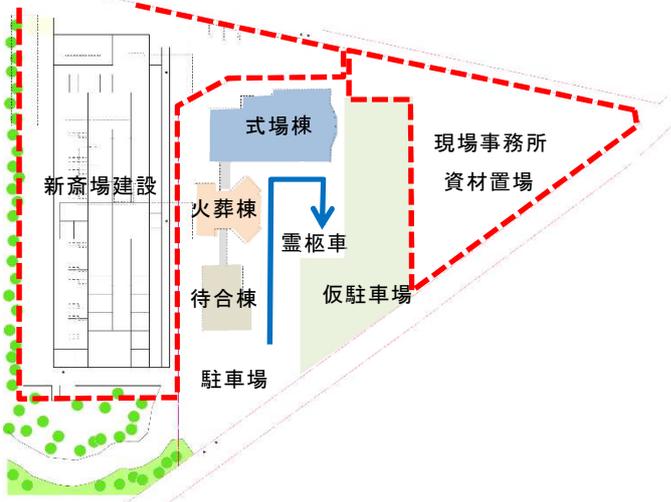
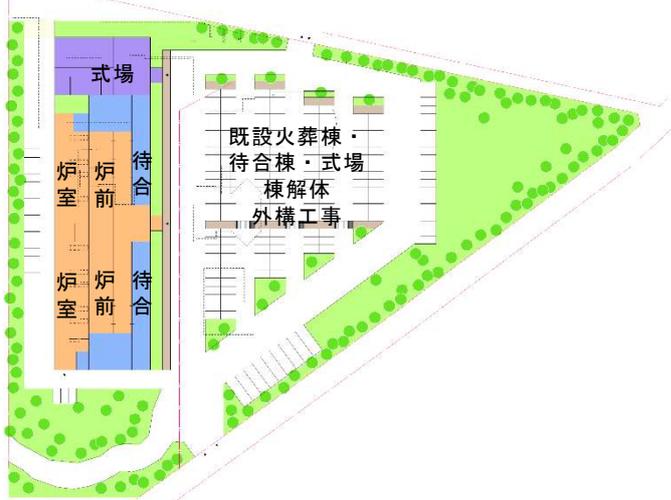
	建设工程図	建设概要
<p>ステップ1 隣接地の建物解体・整地</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接地の建物解体</li> <li>・解体場所整地</li> </ul>
<p>ステップ2 新斎場建設</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新斎場建設</li> <li>・仮駐車場整備</li> <li>・現場事務所設置</li> </ul>
<p>ステップ3 既設解体・外構工事完成</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新斎場供用開始</li> <li>・既設火葬棟、待合棟、式場棟解体工事</li> <li>・解体終了後外構工事</li> </ul>

図4 隣接地で式場を含めた建设工程例